

第18回 ゴルフ場利用税は撤廃すべきか？

現在日本のゴルフ場でプレーをすると、利用代金にゴルフ場利用税が加算されますね。標準税率は800円ですが、都道府県の条例によって、最高1200円までの課税が可能とされています。この税金に対して、ゴルフ関係者から廃止を求める声が強まっています。

この税の前身は、1940年に国税として導入された入場税です。映画館、劇場、遊園地などとともに、ゴルフ場でプレーする人は担税力があると考えられた訳です。その後、1954年にパチンコ店やマージャン店などとともに「娯楽施設利用税」という地方税となり、さらに1989年の消費税導入に際して、国税の入場税は廃止され、娯楽施設利用税もゴルフ場の利用に限定され、名称もゴルフ場利用税となっています。

そのため、現在では特別な税金が課されている唯一の施設ということになります。しかも、ゴルフが次期オリンピックから、競技種目に正式に決まったため、スポーツに対する不当な課税という批判が強まっているのです。

最高裁は昭和50年2月6日一小法廷判決で、この税額程度の負担がスポーツをする自由を侵害しているとはいえないこと、ゴルフ場料金は高額であり、その料金を負担できる人にこの程度の税額が課されても平等原則に反するとはいえないこと、等を理由にこの税の合憲性や合理性を肯定しています。

しかし、ゴルフ場関係者は、最高裁のいう「ぜいたくなスポーツ」というゴルフ観は、もはや妥当しないと主張しています。なぜなら、現在ではゴルファーの6割超が平均年収700万円未満（2001年調査時点）で、大衆的なスポーツになってきているし、昨年成立したスポーツ基本法は「生涯スポーツ社会の実現」を理念としているので、ゴルフ場に課税するのは生涯スポーツの実現を阻害するではないか、というのです。

さて、皆さんはどう思いますか？日頃ゴルフをする人はせめて税金分ぐらい安くしてほしいと思うかもしれませんが、私のように一度もしたことのない人はやはり贅沢な遊びにしか思えないかもしれません。

ここでは、冷静に課税の合理性があるかを考えてみましょう。現在ゴルフ場の料金は、安くなったとはいえ、平均すると、1万円から2万円ぐらいだそうです。スポーツにしては結構高額ですね。そうすると、これだけの料金を負担できる人に1000円程度の料金が加算されてもゴルフを断念することはなさそうです。ですから、最高裁の理由の第1点は、現在でもそのまま妥当しそうです。

次にゴルファーの6割超が年収700万円以下だという指摘ですが、だから庶民的なことになるのでしょうか？給与所得者の平均年収は、国税庁の統計によると、409万円ですから、700万円未満といっても、平均を上回る人たちばかりの可能性が高く、平均年収を下回る人でもプレーをしている訳ではなさそうです。また残りの4割はかなり高収入の人たちであることも、逆に推測させます。従って、最高裁判決のいう第2の論拠もまだ崩れてはいません。また、ゴルフ関係者は、「この税金が撤廃されればゴルフプレー人口は間違いなく増える」と主張しているようですが、税金分が安くなっても庶民がプレーしやすくなるわけでもなさそうです。

ですから、ゴルフ場利用税を維持しても不合理とはいえないと思いますが、しかし、スポーツ施設に課税するのは、もはや時代遅れかもしれませんし、現代国家として品格を欠くか

もしれません。

ゴルフ場に課税される最大の理由は料金の高額さにあるのですから、この料金を抜本的に引き下げて、庶民も利用できる料金になれば、自ずと廃止されることとなりますが、他方で、日本のゴルフ場経営は破綻するかもしれません。また、この税込総額は約546億円(2010年度)あり、その7割が都道府県を通じて市町村に交付されています。交付額が多い市町村にとってはそう簡単に廃止されても困るのです。

そこで、こう考えてはどうでしょうか。ゴルフ場の利用者は現在でも高所得者が多いのですから、ゴルフ場利用税の代わりに、きちんと所得税(住民税)を負担してもらえばいいわけです。所得税率の引き上げについては、高額所得者が国外に逃げってしまうという議論がありますが、それを防止する措置も講じつつ、高所得者の所得税率(住民税率)を引き上げて、税制の公正化・応能化を図ってはどうでしょうか。これが今の日本の税制改正論議に欠けている視点なのです。

なお、予定回数をオーバーしましたが、今回で連載終了です。税負担が国際比較では最も低い方なのに、重税感が強く、政治家も他人も信用していない日本人。そろそろ、税金問題を主権者である自分たちの問題として考えてくださいね。